2019年3月4日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

ふるさと納税制度の見直しについて

ここ数年ニュースで話題になっている「ふるさと納税」について、制度の見直しが検討されています。

この見直しが行われる背景としては、一部の自治体が実施している制度の趣旨を逸脱するような過度の返礼品に対して批判の声が寄せられていることを受けての対応として、制度をその趣旨に沿ったものへ是正すべく行われるものです。

【見直しの趣旨】
一定のルールの中で各自治体が創意工夫をすることにより地域活性化がなされるよう、過度な返礼品を送付している自治体への寄付について、ふるさと納税の税額控除の対象外とするよう見直しが行われます。

【見直しの具体的内容】
総務大臣が自治体を指定し、指定を受けた自治体に対する寄付についてのみ、ふるさと納税(税額控除)の対象とするものとする。

【指定を受けるための要件】
自治体が指定を受けるための要件として、以下の3点を設ける

①寄付金の募集を適正に実施する団体
②返礼品の返礼割合を3割以下とすること
③返礼品を地場産品とすること

今後は寄付を行う際に指定自治体か否かで税制優遇を受けられるかどうかが異なってくるため、
注意が必要になります。

文責　経営支援部第2課　マネージャー　伊島　悠